

業 務 委 託 閲 覧 設 計 書

設
計

椿

業務委託番号	財政委託 第2号
業務委託名	串木野庁舎東別館改築基本設計業務委託
業務委託対象箇所	いちき串木野市 昭和通、湊町一丁目 地内
工 期	令和8年12月18日まで（ 日間）
契約担当者	いちき串木野市長 中屋 謙治
指示事項	
入札執行	令和 年 月 日 午前・午後 時から

設 計	
--------	--

委 託 名 串木野庁舎東別館改築基本設計業務委託

委託概要

設計業務委託内容

プランA：東別館の建て替え計画

プランB：一部機能を市来庁舎への移転・改修計画

上記プランにおける以下の内容を実施すること

- (1) 関連法規等の調査・確認
- (2) 基本設計の作成
- (3) 概算工事費の算出
- (4) 比較検討資料の作成
- (5) 成果物の提出

設計業務委託料計算書

(改修設計業務)

委 託 名 串木野庁舎東別館改築基本設計業務委託

設計業務委託料
一金 円

K(設計委託料)	=	Y		+	J		=	
J(消費税相当額)	=	Y		×	10%		=	
Y(設計価格)	=	(A		+B		+C		
			+D	162,000	)			
	=							

- A 直接人件費 = (別紙)
=
- B 諸経費 = (別紙)
=
- C 技術料等経費 = (別紙)
=
- D 特別経費 = (別紙)
= 162,000

設計業務委託計算書

$$\begin{aligned} A \quad \text{直接人件費} &= \text{業務人} \cdot \text{時間数} \times \text{人件費単価(時間)} \times \text{業務細分率} \\ &= \quad \times \quad \times 0.28 \\ &= \text{※基本設計のみのため、業務細分率は【0.28】となります。} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} B \quad \text{諸経費} &= A \times 1.1 \\ &= \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} C1 \quad \text{技術料等経費} &= (A+B) \times 0.15 \\ &= \end{aligned}$$

$$D \quad \text{特別経費} = 162,000$$

$$\begin{aligned} Y1 \quad \text{設計価格} &= (A+B+C1)+D \\ &= \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} J1 \quad \text{消費税} &= Y1 \times 0.10 \\ &= \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} K1 \quad \text{設計委託料} &= Y1 + J1 \\ &= + \\ &= \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} J \quad \text{消費税} &= K1 \times 10/110 \\ &= \times 10/110 \\ &= \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} Y \quad \text{設計価格} &= K1 - J \\ &= - \\ &= \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} C \quad \text{技術料等経費} &= Y - (A+B) - D \\ &= \end{aligned}$$

業務委託の概要

ア 委託名 「串木野庁舎東別館改築基本設計業務委託」

イ 履行場所 いちき串木野市 昭和通、湊町一丁目 地内

ウ 業務委託の目的

串木野庁舎東別館の建て替え計画（プラン A）と、一部機能を市来庁舎へ移転・改修する計画（プラン B）について、法的妥当性、実現性、概算工事費等を比較検討し、本市にとって最適な整備方針を決定するための基礎資料とすることを目的とします。

※注意：本業務は上記 2 プランの比較検討を行うための「基本設計」までとします。方針決定後に行う「解体設計」および「改築工事実施設計」は本業務の範囲に含みません。これらの業務は、令和 9 年度に改めて計画・発注する予定です。

エ 対象施設

串木野庁舎、市来庁舎

オ 業務委託の内容

以下の 2 つのプランについて、法的検討および基本設計を行い、比較検討資料を作成してください。

(1) 関連法規等の調査・確認

プラン A およびプラン B における、建築基準法、消防法、都市計画法、その他関連法令上の課題や条件等を調査・整理する。

特にプラン B における既存建物の用途変更（空調室外機置場→休憩所）に伴う確認申請の要否、法的な手続きについて検討すること。

(2) 基本設計の作成

○プラン A：東別館の建て替え計画

下記施設の建て替えに係る基本設計（配置計画、平面計画、立面・断面計画、構造・設備計画概要）を作成する。

- ① 東別館：鉄骨造 2 階建て、屋根・外壁スレート、延床面積 602 m²程度
- ② 水防倉庫：鉄骨造 2 階建て、屋根・外壁スレート、延床面積 100 m²程度
- ③ バス倉庫：鉄骨造 2 階建て、屋根・外壁スレート、延床面積 185 m²程度

○プラン B：一部機能の市来庁舎への移転・改修計画

下記改修・新設に係る基本設計（配置計画、平面・断面計画、構造・設備計画概要）を作成する。

【改修】市来庁舎車庫棟（RC 造 2 階建て）の 2 階空調室外機置場（55.2 m²）を作業員休憩所へ改修する。

設置機能：水道、流し台、コンセント、冷蔵庫置場、空調設備

【新設】上記休憩所の設置に伴い、1 階車庫後方の用具置き場を敷地内に新設する。（上下水道課、都市建設課、農政課 各 15 m²程度、計 45 m²程度）

(3) 概算工事費の算出

上記(2)の基本設計に基づき、プラン A およびプラン B それぞれの概算工事費を算出する。

工事費には、既存建物解体撤去費、建築本体工事費、設備工事費、付帯外構工事費等、事業全体の費用が把握できる内訳を明記すること。

(4) 比較検討資料の作成

プラン A、プラン B について、以下の項目を整理し、優劣や特徴が客観的に比較できる報告書を作成する。

計画概要、法的妥当性、概算工事費（イニシャルコスト）、想定される工期、維持管理上の利点・欠点（ランニングコスト）、その他（利便性、将来性など）、総合的な評価・考察

(5) 成果物

基本設計図書一式（各プラン分）

（配置図、各階平面図、立面図、断面図、仕上表、構造・設備計画概要書 等）

概算工事費内訳書（各プラン分）

比較検討報告書

設計業務委託内容書

1 **工事名称** 串木野庁舎東別館改築基本設計業務委託

2 **工事場所** いちき串木野市 昭和通、湊町一丁目 地内

(用途地域: 第1種中高層住居専用地域)

(1) 敷地面積 別紙

(2) 形状地質 別紙

3 建築物の概要, 概算工事費

名 称	建物構造, 階数	対象面積	摘 要
プランA 基本設計業務	鉄骨造、地上2階建	887.0㎡	
プランB 基本設計業務	RC造 2階部分改修、用具置き場	55.2㎡ 45.0㎡	

設計対象工事

- ☐ 建築工事
- ☐ 電気設備工事
- ☐ 機械設備工事
- ☐ 解体工事

4 委 託 す る 業 務 (下記表中の委託欄○印のものとする。)

(1) 基本設計

業 務 内 容	委 託	図 面 名	縮 尺	摘 要
1 企画に関する協議調査	○		/	/
2 基本設計書の作成	○			
3 基本設計図面の作成	○	仕様概要表		
	○	仕上表		
	○	面積表及び求積表		
	○	敷地案内図		
	○	配置図		
	○	平面図(各階)		
	○	断面図		
	○	立面図(各面)		
	○	矩計図(主要部詳細)		
	○	電気給排水空調計画概要表		
4 透視図の作成		透視図		
5 基本構造設計	○			
6 設計説明書の作成	○			
7 工事概算書の作成	○			
8 建築設計チェックリスト	○			

(2) 詳細設計

業 務 内 容	委 託	図 面 名	縮 尺	摘 要
1 設計図面 作成		表紙図面リスト	適宜	
		概要書、仕上表	〃	
		面積表及び求積表	〃	
		見取り図・配置図	1/200～1/600	
		平面図(各階)・屋根伏図	1/100	
		立面図	1/100～1/200	
		基礎伏図	1/100～1/200	
		床伏図	1/100～1/200	
		天井伏図	1/100～1/200	
		断面図	1/20～1/50	
		矩計図	1/20～1/50	
		各部詳細図	1/20～1/50	
		部分詳細図	1/2～1/5 1/10～1/20	
		展開図	1/50	
		建具図	1/50	
		構造図	1/30～1/50	
		配筋図	1/30～1/50	
		附属舎	各図上記に倣う	
		工作物	〃	
		電気配線図(各階)	1/100	
		電気器具表及び凡例表		
		電気関係系統図	1/100	
		給排水・空調配管図(各階)	1/100	
		給排水・空調系統図	1/100	
		給排水・空調凡例表		
		外構図	1/200～1/500	
		その他 必要図面		
2 構造・設備計算書		計算書		
3 仕様書作成		特記仕様書		
4 内訳明細書作成		内訳明細書		
		数量明細書		
5 その他		透視図		着色
		模型		
		日影図		
		計画通知書(書類はFD製作)		
		確認申請書(書類はFD製作)		手数料含む
	○	関係官庁諸届等		
	○	省エネ基準チェックリスト	設計上で考慮	
		福祉のまちづくり条例チェックリスト	設計上で考慮	

5 製図方法

- (1) 用紙 図面の大きさは、A1版型またはA2版型を標準とし、原図の紙質は洋紙とする。
- (2) 寸法 メートル法

6 設計は、建築基準法その他関係の法規及び敷地実測図、地質報告書、国土交通省建築工事共通仕様書、電気工設備事共通仕様書、機械設備工事共通仕様書に適合するものであること。

設計の内容は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（通称ハートビル法）の「誘導基準・基礎基準」及び鹿児島県福祉のまちづくり条例「目標となる基準・整備基準」に適合すること。（高齢者・身体障害者等の利用を配慮した建築設計標準を参考とすること。）

7 設計の実施に当たっては、係員の指示に従うこと。

8 設計図書の提出期限
令和8年12月18日 （ 日間）

9 設計の完了後に次の設計図書を提出すること。
また、閲覧用図面も下記部数提出すること。

2つ折（製本）	図面1式	2部	原寸（A4ファイル折）（工事毎）	1部
A3縮小図（製本）	図面1式	2部		
閲覧用	図面（工事毎）	PDF、JW		
金抜き内訳書（積算システムRIBC2データ）				

10 原図は、図面ファイルに工事名・設計事務所名を表示して都市建設課に提出すること。
CADデータも提出のこと。